

2022 年度

聖隷クリストファー大学学友会

定例総会

-説明資料-

日時:2022 年 6 月 29 日 12:00~12:30

場所:1701

## 2022年度 聖隷クリストファー大学学友会総会プログラム

- (1) 学友会規約の改定について(案)
- (2) 2022年度学友会(QOL委員会)役員について

・組織図

聖灯祭実行委員会について

- (3) 2021年度決算及び2022年度予算について

\*2021年度      ・学友会費決算(案)

・サークル補助費決算

・聖灯祭会計報告書

\*2022年度      ・学友会費予算(案)

・サークル補助費予算(案)

## 聖隷クリストファー大学学友会規約の改定について（案）

### 1. 変更の理由等

2022年度より学友会役員に「広報」の職を新設したいと考えています。

目的は、広報活動を通じて学生の皆さんに学友会についてより知ってもらい、イベントなどの活動を活気づけるためです。今までは、学友会は、どのようなことを行っているのか、どんなイベントがあるのかなどを知る機会があまりなかったと思います。今後ポスターやちらしの作成など積極的な広報活動を通して、学友会を身近に感じていただくことが、学友会組織を運営する上で望ましいと考えます。

### 2. 改定の時期：2022年4月1日

### 3. 改定内容（新旧対照表）

#### 聖隷クリストファー大学学友会規約 新旧対照表

【改廃：総会の決議を受けて学長の承認を得る】

新（改定案）	旧（現行）
（省略）	（省略）
<p>第25条 QOL委員会は、委員長1名、副会長4名、書記2名、会計2名、サークル担当者2名以上、キャンパスプラン担当者各学部2名及び専門学校1名以上、庶務2名、渉外各学部1名及び専門学校1名以上、<u>広報2名以上</u>の役員を、QOL委員内の互選により決定する。なお、委員長・副委員長の計5名はそれぞれの学部及び専門学校より1名ずつ選出することとする。</p>	<p>第25条 QOL委員会は、委員長1名、副会長4名、書記2名、会計2名、サークル担当者2名以上、キャンパスプラン担当者各学部2名及び専門学校1名以上、庶務2名、渉外各学部1名及び専門学校1名以上の役員を、QOL委員内の互選により決定する。なお、委員長・副委員長の計5名はそれぞれの学部及び専門学校より1名ずつ選出することとする。</p>
（省略）	（省略）
（職責）	（職責）
<p>第30条 各QOL委員の職責は、次のとおりとする。</p>	<p>第30条 各QOL委員の職責は、次のとおりとする。</p>
（省略）	（省略）
<p><u>(9) 広報</u> <u>学校生活を豊かにする活動の広報活動を行う。</u></p>	（新設）
（省略）	（省略）

第 11 章 規約の改正

第 75 条

この規約は総会の決議を受けて学長の承認を得る。

附則 この規約は 2002 年 4 月 1 日から施行する

附則 2004 年 4 月 1 日一部改定（目的）

附則 2016 年 4 月 1 日一部改定（専門学校開設に伴う改定、名称変更）

附則 2022 年 4 月 1 日一部改定（広報役員新設）

第 11 章 規約の改正

第 75 条

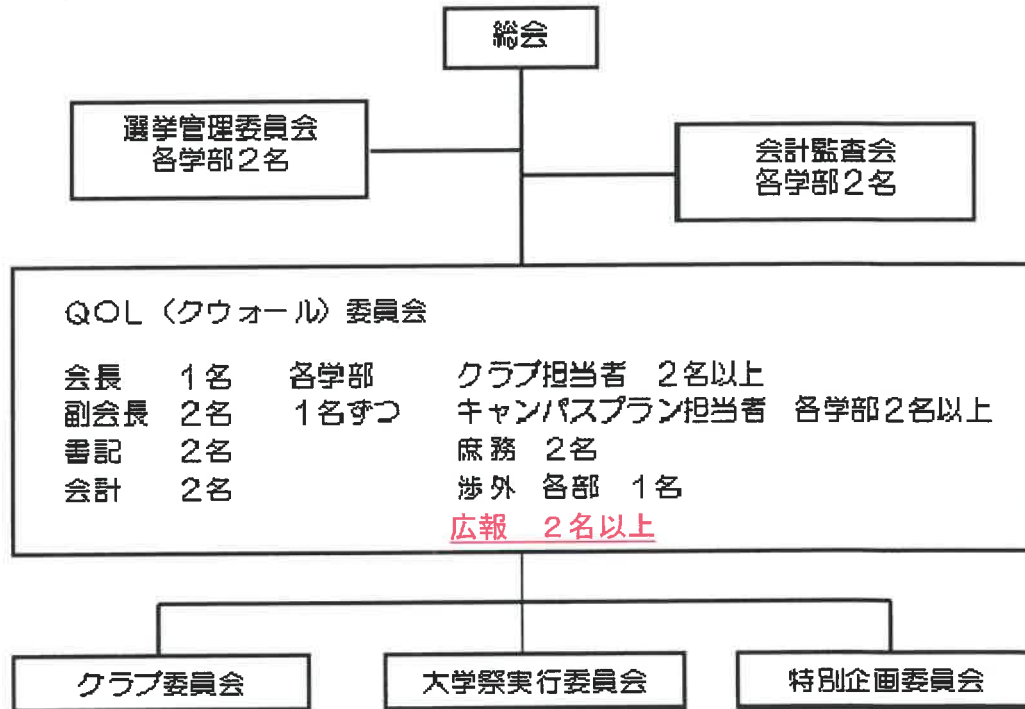
この規約は総会の決議を受けて学長の承認を得る。

附則 この規約は 2002 年 4 月 1 日から施行する

附則 2004 年 4 月 1 日一部改定（目的）

附則 2016 年 4 月 1 日一部改定（専門学校開設に伴う改定、名称変更）

学友会組織図



## 2022年度学友会役員一覧

役職	学籍番号	氏名	備考
会長	21SC29	山内理子	こども教育福祉学科
副会長	21SW22	栗田佳奈子	社会福祉学科
サークル長	21N150	森島愛来	看護学科
会計長	21SC08	内山夏歩	こども教育福祉学科
広報長	21SW33	遠山寧々	社会福祉学科
監査	21R003	伊藤心咲	作業療法学科
	21R020	原田花琳	作業療法学科
	21R027	八幡柚紀	作業療法学科
広報	22SW13	菊池拓磨	社会福祉学科
	22SW25	寺田和樹	社会福祉学科
	22SW26	富田 陸	社会福祉学科
	22SW38	三浦歩夢	社会福祉学科
	22SW50	山本八雲	社会福祉学科
庶務	21N153	湯浅遥菜	看護学科
	21RP19	櫻井竣一郎	理学療法学科
	21RP35	土橋瑞穂	理学療法学科
	21RS12	小清水結菜	言語聴覚学科
	21RS27	山田果歩	言語聴覚学科
	22CC12	中村日奈子	専門学校
	22CC15	袴田力	専門学校

## 2022 年度聖灯祭実行委員一覧

役職	学籍番号	氏名	備考
委員長	21RP13	梶田拓希	理学療法学科
副委員長	21N054	小池可鈴	看護学科
副委員長	21RP04	荒倉百合那	理学療法学科
会計	21RP18	坂本 翼	理学療法学科
企画	21RP35	土橋瑞穂	理学療法学科
	21RP03	天野 蓮	理学療法学科
	21RP06	今春萌々香	理学療法学科
	21RP09	太田柚花	理学療法学科
	21RP14	片岡竹次郎	理学療法学科
	22RP09	金指良典	理学療法学科
	22RP20	鈴木惟麻	理学療法学科
	22RP26	田中七海	理学療法学科
	22RP28	中田愛菜	理学療法学科
	22RP32	波多野優真	理学療法学科
ボランティア	21SC18	鈴木実優	こども教育福祉学科
	21SC11	大庭直樹	こども教育福祉学科
	21SC22	橋本愛美	こども教育福祉学科
	22SC02	明石季美花	こども教育福祉学科
	22SC03	渥美裕理	こども教育福祉学科
	22SC04	落合真緒	こども教育福祉学科
	22SC09	後藤菜々	こども教育福祉学科
	22SC11	島村美咲	こども教育福祉学科
	22SC13	杉浦眞子	こども教育福祉学科
	22SC21	坪井結名	こども教育福祉学科
	22SC22	中村朱里	こども教育福祉学科
	22SC23	中谷愛美	こども教育福祉学科
	22SC33	山本果歩	こども教育福祉学科
	22CC07	高柳昌志	専門学校
講演会	21SC05	石田陽香	こども教育福祉学科
	21SC23	樋口夕奈	こども教育福祉学科
	21SW05	石山 迅	社会福祉学科
	21SW19	木下俊樹	社会福祉学科
	21SW43	増田茅人	社会福祉学科

後夜祭	21N136	保永朱理	看護学科
	21N107	中野莉音	看護学科
	21N109	中村優月	看護学科
	21N116	西村萌百佳	看護学科
	21N118	野沢有莉亜	看護学科
	21N129	深尾流華	看護学科
	21N135	船村泉水	看護学科
	22N009	池田芽生	看護学科
	22N042	奥村実矢	看護学科
	22N047	河合優里香	看護学科
	22N078	杉山陽菜	看護学科
	22N089	竹下里穂	看護学科
	22N097	鶴岡莉世	看護学科
	22N106	中山明香	看護学科
	22N113	西崎佑唯	看護学科
	22N137	松本紗弥	看護学科
	22N141	村松春菜	看護学科
	22N147	山口こころ	看護学科
	22N151	山本綾香	看護学科
	22N155	吉田季生	看護学科
22N158	吉山晴香	看護学科	
22N160	渡邊みか	看護学科	
装飾	21R023	松浦令奈	作業療法学科
	21R005	江塚麻衣	作業療法学科
	22R014	桐田夏希	作業療法学科
	22R027	林若那	作業療法学科
	22R036	宮崎斗亜	作業療法学科
	22R038	和久田菜々	作業療法学科
模擬店	21RS21	竹島佑佳	言語聴覚学科
	21RS01	青嶋俊太郎	言語聴覚学科
	21RS08	岡本聖大	言語聴覚学科
	21RS14	幸田 倭	言語聴覚学科
	21RS25	宮崎のどか	言語聴覚学科
	21RS26	柳瀬 優	言語聴覚学科
	22RS04	大林千鶴	言語聴覚学科



	22RS07	齋藤未来安	言語聴覚学科
	22RS13	高橋朝陽	言語聴覚学科
	22RS18	初瀬音羽	言語聴覚学科
	22RS20	松浦涼也	言語聴覚学科
	22RS22	松本侑真	言語聴覚学科
広報	21R025	村松聖基	作業療法学科
	20R003	伊藤広登	作業療法学科
	22R012	川島健太郎	作業療法学科
	22R013	北野友也	作業療法学科
庶務	21N065	坂口舞優	看護学科
	21N006	安東真由	看護学科
	22N012	石倉侑和	看護学科
	22N058	齋藤 愛	看護学科
	22N059	坂岡未来	看護学科
	22N069	島田瀬菜	看護学科
	22N087	高田実美	看護学科
	22N099	富口桃花	看護学科
	22N129	松井杏奈	看護学科

2021年度 聖隷クリストファー大学学友会決算書 (案)

2021年4月1日～2022年3月31日

収入の部

(単位：円)

	項目	予算額	実績額	差異	備考
学友会費 収入	看護学部/155名	3,160,000	3,100,000	-60,000	
	社会福祉学部/79名	1,700,000	1,580,000	-120,000	
	リハビリテーション学部/110名	2,200,000	2,200,000	0	
	助産学専攻科/16名	85,000	80,000	-5,000	
	介護福祉専門学校/28名	280,000	280,000	0	
	社会福祉学部3年次編入/5名	60,000	50,000	-10,000	
	(学友会費合計)	7,485,000	7,290,000	-195,000	
援助費	後援会援助費	1,800,000	1,800,000	0	
雑収入	受取利息	0	69	69	
繰越金	前年度繰越金	6,463,828	6,463,828	0	
	収入合計	15,748,828	15,553,897	-194,931	

支出の部

(単位：円)

	項目	予算額	実績額	差異	備考
サークル	サークル補助費	2,136,000	1,164,418	-971,582	
行事等	スポーツ大会	100,000	89,770	-10,230	
	大学祭(聖灯祭)	3,400,000	3,063,735	-336,265	
	大学祭(学友会企画)	70,000	0	-70,000	(クリスマス祝会に7万円補助)
	クリスマス祝会	500,000	575,248	75,248	大学祭(学友会企画)より 7万円計上 予備費より5,248円計上
	卒業記念(秋+春)	1,207,008	1,208,548	1,540	
	進就職パーティ分担費	2,000,000	0	-2,000,000	
施設設備費	電気代(手数料)	150,000	0	-150,000	
予備費		600,000	39,800	-560,200	(クリスマス祝会に5,248円 補助) プリンター費39,800円
繰越金	次年度繰越金	5,585,820	9,412,378	3,826,558	
	支出合計	15,748,828	15,553,897	-194,931	

2022年3月31日

学友会会長 稲葉李来

学友会会計長 中道柁伍

## 2021年4月1日～2022年3月31日 サークル補助費決算

	サークル名	属性	予算	実績	残高	備考
1	TOLO	サークル	10,000	0	10,000	
2	マナの会	サークル	30,000	0	30,000	
3	献血推進サークル	サークル	20,000	0	20,000	
4	くっぴいー	サークル	0	0	0	
5	スピッツ会(廃部)	サークル	0	0	0	
6	アスリハ塾	サークル	15,000	8,954	6,046	
7	2ぴいす	サークル	10,000	0	10,000	
8	いとでんわ	サークル	10,000	0	10,000	
9	クレオメ	サークル	0	0	0	
10	ハンドベルサークル	サークル	125,000	125,000	0	
11	軽音サークル	サークル	200,000	199,900	100	
12	プラスバンド	サークル	300,000	297,182	2,818	
13	Pia Cere(ピアチェーレ)(廃部)	サークル	0	0	0	
14	オリーブ	サークル	0	0	0	
15	茶道部	サークル	30,000	15,546	14,454	
16	美術サークル	サークル	15,000	0	15,000	
17	郷土料理研究会	サークル	40,000	36,836	3,164	
18	Global Lab	サークル	8,000	0	8,000	
19	シュピール	サークル	0	0	0	
20	Merry puppy	サークル	25,000	0	25,000	
21	プレイヤーズ	サークル	60,000	0	60,000	
22	バスケサークル	サークル	20,000	0	20,000	
23	フットサル	サークル	30,000	0	30,000	
24	猿	サークル	33,000	0	33,000	
25	ゆりかもめ	サークル	10,000	0	10,000	
26	PANPA	サークル	40,000	39,900	100	
27	球部(球部)	サークル	25,000	0	25,000	
28	ping pong(廃部)	サークル	0	0	0	
29	硬式野球部	サークル	1,000,000	441,100	558,900	
30	ぶにたま(廃部)	サークル	10,000	0	10,000	
31	笑smile(廃部)	サークル(同好会)	10,000	0	10,000	
32	トワイライト	サークル	10,000	0	10,000	
33	ISS	サークル	30,000	0	30,000	
34	shu☆和	サークル	20,000	0	20,000	
35	はちみつレモン(廃部)	サークル(同好会)	0			
36	よさこい鰻陀羅	サークル(同好会)	0			
37	パラだに	サークル(同好会)	0			
38	つりいこ	サークル(同好会)	0			
	SWS	サークル(廃部)	0			
	WBC	サークル(廃部)	0			
	ノアの箱舟	サークル(廃部)	0			
	合計		2,136,000	1,164,418	971,582	

## 2021年度聖灯祭 決算書

### 2021年度 聖灯祭会計報告

部署	項目	収入	支出	備考
委員長	運営費	¥3,400,000		
	学友会	¥0		
	弁当代		¥37,526	40人分
	雑費		¥2,623	差し入れ代
企画	配信設備		¥550,000	
	参加者景品代		¥20,000	
	雑費		¥1,042	フェイスシールド
講演会	出演料		¥1,700,000	
	雑費		¥400	収入印紙
庶務	Tシャツ代		¥67,685	
	参加者景品代		¥30,000	
後夜祭	景品代		¥551,306	
	花代		¥6,600	
	雑費		¥550	証紙切手
模擬店	動画作成費		¥470	体育館使用料
	参加者景品代		¥50,000	
装飾	装飾代		¥10,553	
広報	広告代		¥33,000	
手数料			¥1,980	
雑収入	受取利息	¥10		
合計		¥3,400,010	¥3,063,735	
残高		¥336,275		

2021年12月20日

聖灯祭実行委員 委員長  
会計

藤崎凌雅  
平山友貴

2022年度 聖隷クリストファー大学学友会予算書（案）  
2022年4月1日～2023年3月31日

収入の部

	項目	金額	予算額	備考
学友会費収入	看護学部	20,000	3,200,000	160名×@20,000
	社会福祉学部	20,000	1,720,000	86名×@20,000
	リハビリテーション学部	20,000	2,120,000	106名×@20,000
	助産学専攻科	5,000	85,000	17名×@5,000
	介護福祉専門学校	10,000	220,000	22名×@10,000
	社会福祉学部3年次編入	10,000	40,000	4名×@40,000
	(学友会費合計)		7,385,000	
援助費	後援会援助費	1,800,000	1,800,000	
繰越金	前年度繰越金		9,412,378	
	収入合計		18,597,378	

支出の部

	項目	金額	予算額	備考
サークル	サークル補助金		4,340,000	
行事等	Tシャツ代		50,000	
	広報（印刷代）		50,000	
	スポーツ大会		500,000	
	大学祭（聖灯祭）		3,700,000	
	大学祭（学友会企画）		200,000	
	クリスマス祝会		500,000	
	検温器	@2,850	15,000	2,850×5（+送料等）
	卒業記念品（秋+春）	@3,168	1,241,856	392名
	進就職パーティ分担費		2,000,000	
施設設備費	電気代（手数料）		150,000	
予備費			600,000	
繰越金	次年度繰越金		5,250,522	
	支出合計		18,597,378	

## 2022年度サークル補助費今年度予算(案)

2022年4月1日～2023年3月31日

(単位：円)

	サークル名	属性	前年度費用	今年度費用
1	TOLO	サークル	10,000	10,000
2	マナの会	サークル	30,000	30,000
3	献血推進サークル	サークル	20,000	20,000
4	くっぴいー	サークル	0	0
5	アスリハ塾	サークル	15,000	15,000
6	2ぴいす	サークル	10,000	10,000
7	いとでんわ	サークル	10,000	20,000
8	ハンドベルサークル	サークル	125,000	200,000
9	軽音サークル	サークル	200,000	200,000
10	プラスバンド	サークル	300,000	600,000
11	オリーブ	サークル	0	0
12	茶道部	サークル	30,000	30,000
13	美術サークル	サークル	15,000	15,000
14	郷土料理研究会	サークル	40,000	40,000
15	笑smile	サークル	10,000	10,000
16	ISS	サークル	30,000	30,000
17	Merry puppy	サークル	25,000	25,000
18	バスケットサークル	サークル	20,000	20,000
19	フットサルサークル	サークル	30,000	30,000
20	猿	サークル(フットサルサークルと合併)	33,000	
21	ゆりかもめ	サークル	10,000	10,000
22	PANPA	サークル	40,000	40,000
23	球部(たまぶ)	サークル	25,000	25,000
24	shu☆和	サークル	20,000	20,000
25	硬式野球部	サークル	1,000,000	1,000,000
26	よさこい鰻陀羅	サークル	0	980,000
27	バラだに	サークル	0	950,000
28	つりいこ	サークル	0	10,000
29	もぎじい	サークル(準同好会)		
30	ゲーマーズ	サークル(準同好会)		
31	Palpation	サークル(準同好会)		
	クレオメ	サークル(廃部)	0	
	SWS	サークル(廃部)	0	
	Pia Cere(ピアチューレ)	サークル(廃部)	0	
	ノアの方舟	サークル(廃部)	0	
	ping pong	サークル(廃部)	0	
	スピッツ会	サークル(廃部)	0	
	Global Lab	サークル(廃部)	8,000	
	プレイヤーズ	サークル(廃部)	60,000	
	トワイライト	サークル(廃部)	10,000	
	ぶにたま	サークル(廃部)	10,000	
	はちみつレモン	サークル(廃部)	0	
	シュピール	サークル(廃部)	0	
	合計		2,136,000	4,340,000

2023年度予算配分する

2023年度予算配分する

2023年度予算配分する

# 聖隷クリストファー大学学友会規約

## 第1章 総則

- (名 称)
- 第1条 本会は、聖隷クリストファー大学学友会と称する。
- (目 的)
- 第2条 本会は、建学の精神に従い、保健医療社会福祉の分野における幅広い知識と、看護、リハビリテーションおよび福祉の深い専門の学芸を探究しつつ、学生生活全般の発展向上に努めると共に、会員相互の親睦を深めることを目的とする。
- (運 営)
- 第3条 本会は、第2条の目的達成のために必要な諸活動を行う。
- (所 在)
- 第4条 本会は、事務局を、浜松市三方原町3453番地、聖隷クリストファー大学内に置く。

## 第2章 会員

- (構 成)
- 第5条 本会は、聖隷クリストファー大学全学部生および聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校生をもって構成する。
- (権利及び義務)
- 第6条 本会の会員は、次の権利及び義務を有する。
- (1) 本会を運営するために必要な委員を選出する権利及び義務
  - (2) 本会の主催する諸活動に参加する権利及び義務
  - (3) 本会の規約及び決議に従う義務
  - (4) 本会の会費を納入する義務
  - (5) 本会の会計を監査する権利及び義務
  - (6) 本会各組織の記録文書を閲覧する権利

## 第3章 会長

- 第7条 学友会会長は、本会を代表しQOL委員会委員長をあてる。

## 第4章 組織

- (機 関)
- 第8条 本会は、第2条の目的を遂行するため、次の機関を置く。
- (1) 総 会
    - イ. 全学生総会
    - ロ. 学部別各学年総会
    - ハ. 専門学校総会
  - (2) QOL委員会
  - (3) サークル委員会
  - (4) 特別企画委員会
  - (5) 大学祭実行委員会
- (組 織)
- 第9条 本会の組織は次のとおりとする。  
学友会組織図→別紙  
(学外団体への加入)

第10条 本会の学外団体への加入は、学校の規定に基づき学生サービスセンターにて所定の手続きを行う。

## 第5章 総会

第11条 総会は、本会の最高決議機関である。  
(構成)

第12条 総会は、全学生総会と学部別各学年総会・専門学校総会の二重組織とし、全学生総会は全会員をもって構成され、学部別各学年総会はそれぞれの学部における各学年全員をもって構成され、専門学校総会は1、2学年全員をもって構成される。但し各学部4年次生及び専門学校2年次生については学部別各学年総会及び専門学校学年総会が開催されない場合、資料を公示することで代えることができる。

第13条 原則として全学生総会は、学部別各学年総会、専門学校総会における決議結果が半分以上の総会で否決された場合にのみ開催される。  
(任務)

第14条 総会は、次の事項を審議及び決議する。  
(1) 本会運営の基本方針及び活動方針  
(2) 予算及び決算  
(3) 規約改正  
(4) QOL委員会の組織ならびに役員  
(5) その他の重要事項  
(招集)

第15条 総会は、学友会会長により招集される。  
(1) 定例総会 年1回(5月～6月)  
(2) 臨時総会  
イ. 会員の5分の1以上の同意署名による請求があった場合  
ロ. QOL委員会が必要と認めた場合  
(告示)

第16条 学友会会長は、総会の日時、場所、議案、必要事項を総会開催の7日前までに、会員に告示しなければならない。  
(定足数)

第17条 総会は、全学生総会の場合全会員の3分の2以上、学部別各学年総会及び専門学校総会の場合各学年全会員の3分の2以上をもって成立する(委任状を含む)。但し、委任状の有効数は出席者(委任状を含まない)の3分の1以内とする。総会に出席できない場合は指定の用紙に欠席理由を明確にし、総会前日までに学友会会長に提出することとする。なお、緊急でその理由が認められた場合に限り当日提出も認めることとする。

(運営) クウォール  
第18条 総会は、QOL委員会が運営する。  
(議長団)

第19条 総会は、議長団として次の役員を置く。

議長 1名  
副議長 1名  
書記 2名

議長団は開会の度毎、1週間前までに会員より選出する。但し、全学生総会の場合書記はQOL委員会の書記が兼任することができる。

(議長団の任務及び権限)

第20条 総会の役員は、次の任務及び権限を有する。  
(1) 議長は、議事進行に努めその総括にあたる。  
(2) 議長は、総会の議事進行を円滑にするために、質疑、討論、その他の発



言について時間の制限をすることができる。

(3)議長は、総会の議事進行上障害のある行為をする者に退場を命ずることができる。

(4)副議長は、議長の補佐を行い、議長の不在時その職務を代行する。

(5)書記は議事内容の記録を行う。

(決議)

第21条 総会の決議は、次のように決することとする。

(1)学部別各学年総会及び専門学校総会において、出席者の3分の2以上をもって議決する。

(2)3分の2以上の学部別各学年総会及び専門学校総会の決議結果が同じであった場合、その決議結果をもって全学生総会の決議とする。

(3)第21条(2)項以外の場合、全学生総会を開催し、出席者の3分の2以上をもって議決する。

(決議事項の確認)

第22条 総会の決議事項の確認は、次のように行うこととする。

(1)学部別各学年総会議長及び専門学校総会議長は、総会の最後に決議事項を確認し、総会終了後ただちに学友会会長に報告する義務を負う。

(2)全学生総会議長は、総会の最後に決議事項を確認し、学友会会長に報告する義務を負う。

(3)総会決定事項については、学友会会長は会員に公示しなければならない。

## 第6章 <sup>クウォール</sup> Q O L 委員会

第23条 <sup>クウォール</sup> Q O L 委員会は、本会の最高執行機関である。

(構成)

第24条 <sup>クウォール</sup> Q O L 委員会は、各学部及び専門学校から選出された代表者をもって構成される。

第25条 <sup>クウォール</sup> Q O L 委員会は、委員長1名、副委員長4名、書記2名、会計2名、サークル担当者2名以上、キャンパスプラン担当者各学部2名及び専門学校1名以上、庶務2名、渉外各学部1名及び専門学校1名以上、広報2名以上の役員を、Q O L 委員内の互選により決定する。なお、委員長・副委員長の計5名はそれぞれの学部及び専門学校より1名ずつ選出することとする。

(兼任の禁止)

第26条 Q O L 委員は、他の役員（サークル部長、大学祭実行委員長など）を兼任することはできない。

(任期)

第27条 Q O L 委員の任期は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、次の委員会の体制が確立するまでは引き継ぎ期間とする。

(任務)

第28条 Q O L 委員会は、次の任務を行うこととする。

(1)本会の基本方針、活動方針の作成及び遂行

(2)予算案の作成及び決算

(3)第3条に定める諸活動の企画、運営

(4)本会に属する委員の選出、各機関の活動の統括

(5)その他、総会の決議に基づき、必要とされる事項の審議

(招集)

第29条 Q O L 委員会は、委員長により招集される。

(1) 定例委員会 月1回

(2) 臨時委員会

イ. 委員長または副委員長が必要と認めた場合

- ロ. QOL委員の4分の1以上がこれを要求した場合  
(職責)
- 第30条 各QOL委員の職責は、次のとおりとする。
- (1)委員長  
本会を代表し、QOL委員会の執務を統括・運営し、総会、QOL委員会の招集を行う。
- (2)副委員長  
委員長を補佐し、委員長不在の場合、その執務を代行する。また、必要時にはQOL委員会の招集を行う。
- (3)書記  
QOL委員会、総会における書記録の作成及び管理を行う。
- (4)会計  
総会において承認された予算に基づき、学友会費の管理を行い、学友会費を徴収する。会計報告書の作成をする。
- (5)サークル担当者  
サークル委員会を統括・運営し、QOL委員会との連絡を行う。
- (6)キャンパスプラン担当者  
イ. 学友会活動の目的を達成するために、必要に応じて特別企画委員会を発足させ、その統括・運営を行う。  
ロ. 学生生活をより豊にするための活動を行うとともに、会員からの意見を取りまとめ、学長に提出する。
- (7)庶務  
会計、書記以外の事務一般を行う。
- (8)渉外  
本会に関わる対外的な活動を担当する。
- (9)広報  
学校生活を豊かにする活動の広報活動を行う。
- (特別企画委員会)
- 第31条 学友会活動の目的を達成する為に、キャンパスプラン担当者は必要に応じてQOL委員会の承認を受け特別企画委員会を発足させる。
- (決議)
- 第32条 QOL委員会は、QOL委員3分の2以上の出席において成立し、出席者の過半数をもって議決する。
- (解任)
- 第33条 QOL委員の不信任案は、(1) (2)のいずれかが提案された場合に総会の議を経て解任される事がある。
- (1) QOL委員会の3分の2以上をもって提案された場合。  
(2) 全会員の5分の1以上の署名をもって提案された場合。
- (欠員の補充)
- 第34条 QOL委員が、第33条および第14条(4)項に基づいて解任された場合、その日から数えて20日以内に補充選出されなければならない。但し、新QOL委員の任期は、旧QOL委員の任期の残存期間とする。

## 第7章 サークル及びサークル委員会

### 第1節 要項

(目的)

- 第35条 学内団体は、本会会員により結成し、運動、文化、学術、研究、奉仕などの課外活動を通して、学生生活をより豊かにするための組織である。

(新設)

第36条 サークルの新設は、はじめ同好会として発足し、6ヶ月間活動をした後、希望があれば所定の手続きによりサークルとなることができる。

(結成)

第37条 同好会の結成は、学内専任教職員に顧問を依頼し、団体設立願、活動計画書、部員名簿を顧問の承認を得てサークル担当者に提出し、サークル委員会の承認を得て学生

サービスセンターに願い出るものとする。

(構成)

第38条 サークルは10名以上、同好会は5名以上の本会会員をもって構成され、学内専任教職員を顧問とする。また、他校との交流については、顧問の承認のうえ認められる。

(加入・退部・休部)

第39条 本会会員のサークル、同好会への加入、退部、休部は、個人の責任のもとに自由とする。加入、退部、休部時には、それぞれ各部長に、加入届、退部届、休部届を提出する。

(サークルの権利・義務)

第40条 サークルは、次の権利及び義務を有する。

(1)各サークルは、互選により部長1名、副部長1名、会計1名を置く。この3役は兼任してはならない。

(2)各サークルは、本会のあらゆる組織を通じて全会員に活動を示す。

(3)サークルの活動は部費、援助費および寄付金により運営される。

(4)各サークルは、本会会計予算から支給されるサークル援助費を受ける権利を有し、QOL委員会に決算報告を行う義務を有する。

(5)各サークルは、年度はじめにサークル員名簿、会計予算案、決算報告、活動報告、活動計画を指定の用紙に記入し、顧問の承認を得てサークル担当者に提出する。サークル担当者はサークル員名簿及び活動計画書をまとめて学生サービスセンターに提出する。

(6)各サークルの役職者の交代は、顧問の承認を得てサークル担当者に届け出なければならない。サークル担当者はこれを学生サービスセンターに届け出る。

(7)各サークルは、独自の規約及び組織をもって活動することが出来るが、本会の規約、決定には従わなければならない。

(同好会の権利・義務)

第41条 同好会の権利及び義務は、第40条に定めるサークルの権利及び義務に準拠する。また、サークル委員会の承認のうえ、同好会援助費を受けることができる。

(活動の停止)

第42条 サークル委員会の決議に従わない場合、そのサークル、同好会は活動停止となる。なお活動停止の期間は4ヶ月以内とする。

(解散)

第43条 サークルの解散は、顧問と相談の上サークル担当者に届け出、サークル委員会の承認を得て、学生サービスセンターに届け出るものとする。解散と同時に本会会計より受けた援助費は返還する。

(休部、復興、廃部)

第44条 サークル、同好会の部員が第38条で規定された人数を下まわった場合、サークル委員会の判断で1年間までは休部となる。その間に復興されない場合は自動的に廃部となる。廃部と同時に本会会計より受けた援助費は返還する。なお、休部となったサークル、同好会の復興の手続きは第37条に準ずる。

(サークルの学外団体への加入)

第45条 サークルの学外団体への加入は、顧問の承認を得、サークル担当者に届け出ると同時に学生サービスセンターにて所定の手続きを行う。

## 第2節 サークル委員会

(構成)

第46条 サークル委員会はサークルに関する審議機関であり、各サークル部長及びサークル担当者をもって構成される。

第47条 サークル委員会は、互選により体育部長、文化部長、書記、会計各1名を置く。

(目的)

第48条 サークル委員会は、各サークル、同好会間の連絡を密にし、サークル、同好会活動の活発化を図ることを目的とする。

(任務)

第49条 サークル委員会は、次の任務を行うこととする。

(1)各サークル、同好会の予算請求をQOL委員会に提出し、学生総会で承認された予算内で円滑に活動する。

(2)各サークル、同好会の結成、休部、活動停止についての審議。

(3)同好会がサークルになること、及びサークルが同好会になることの審議。

(決議)

第50条 サークル委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、出席者の過半数をもって、議決する。

(開催)

第51条 サークル委員会は、次の場合に開催される。

(1)前期、後期各1回定例会を開き、各サークルの活動状況その他を報告する。

(2)サークル担当者が必要と認めた場合。

## 第8章 会計

(会費)

第52条 本会の会費は年会費5,000円とし、修学年数分を入学時一括払いとし、郵便局への振込とする。

(収入)

第53条 本会は、会費、寄付金、その他をもって収入とする。

(1)既納の会費は、会員でなくなったときも返還はしない。

(2)会費の増額又は減額については、総会の承認を必要とする。

(3)本会の運営において、万一予算上の支障が出た場合、総会の承認を得て会費の臨時徴収を行う。

(予算)

第54条 新年度における予算の原案は、<sup>クワオール</sup>QOL委員会において作成し、総会に提出して承認を得る。

(会計年度)

第55条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計報告)

第56条 QOL委員会は、定例総会において会計報告をしなければならない。

(会計監査)

第57条 決算に際し、<sup>クワオール</sup>QOL委員会会計は、会計監査を受けなければならない。

## 第9章 会計監査委員会

(構成)

第58条 会計監査委員会は各学部、専門学校から選出された2名、計8名及び学生サービスセンター長をもって構成される。

(選出)

第59条 会計監査委員は学友会会員の中から選出し、他の役員(QOL委員や選挙管理委員など)と兼任してはならない。

(任務)

第60条 会計監査会は、次の任務を行うこととする。

- (1) 会計の決算に際し、決算報告書の監査を行い、定例総会において監査結果を報告する。
- (2) 会員の10分の1以上の署名をもって請求のあった場合に臨時監査を行う。

## 第10章 選挙

### 第1節 要項

第61条 この選挙は、QOL委員会役員<sup>クウォール</sup>の信任投票を行う。

第62条 選挙権、被選挙権は、入会と同時に与えられる。

第63条 選挙権は、1人1票とする。

第64条 選挙は、選挙管理委員会の管理のもとに行われる。

第65条 選挙は、有権者の2分の1以上の有効投票により成立する。

第66条 有効投票の3分の2以上をもって信任されたものとする。

### 第2節 選挙管理委員会

第67条 選挙管理委員会は、各学部及び専門学校から選出された2名、計8名の委員により構成される。選挙管理委員会は委員の互選により選挙管理委員長1名を決定する。

第68条 選挙管理委員会は、次の場合に開催される。

- (1) 選挙管理委員長が必要と認めた場合
- (2) 選挙管理委員の過半数が必要と認めた場合

第69条 選挙管理委員の任期はその選挙管理委員を選出したQOL委員<sup>クウォール</sup>の任期に準ずる。

第70条 選挙管理委員長及び委員は被選挙権、推薦権を有しない。

### 第3節 選挙方法

第71条 選挙は、投票日を決定し、その1週間前までに詳細(時間・場所)を会員に公示しなければならない。

第72条 選挙は、無記名投票により行われる。

第73条 次の投票は、無効となる。

- (1) 所定の以外の投票用紙を用いたもの
- (2) 選挙管理委員会の指示に反したもの

第74条 開票結果は速やかに公開するものとする。

## 第11章 規約の改正

第75条 この規約の改正は総会の決議を受けて学長の承認を得る。

附則 この規約は2002年4月1日から施行する

附則 2004年4月1日一部改定(目的)

附則 2016年4月1日一部改定(専門学校開設に伴う改定、名称変更)

附則 2022年4月1日一部改訂(広報役員新設)

## 一クラブ・同好会内規一

〈活動計画書、活動報告書、部員名簿について〉

第一項:春、秋セメスター毎に、各セメスターの部員名簿(4月末/10月末の時点での)と当該年度の活動計画書及び前年度活動報告書を4月末/10月末までにクラブ委員長に提出しない

場合、クラブ援助費の支給は認められない。

〈会計について〉

第一項:クラブ委員会の際に、各クラブは定期報告をする義務を負う。

第二項:クラブ委員会の決算は、秋セメスターの定期試験終了までに学友会会計役員へ報告を行い、その後3月31日までの間に変更や追加があった場合、4月1日～4月20日の間に二次報告を行う。

第三項:クラブ援助費は後援会との懇談後 14 日以内に振り込むこととする(振り込みはクラブ会計が行う)。

第四項:各クラブの通帳は全て「聖隷クリストファー大学学友会 会計役員」とし、印鑑は「聖友会」を用いる。

第五項:春セメスターでのクラブ会でその年の活動費の予算の目安をクラブ役員に提出する。(2006 年度より執行)

第六項:クラブ費の上乗せを要求する場合、申請書を提出する。その後学友会で検討し判断する

〈指導料について〉

第一項:何かしらの成果を上げているサークル、または同好会に支払われる。

条件として、最低年一回の公開(施設などへの訪問も含む)、学内活動(クリスマス、学際)の参加。これらを満たすことを最低条件とする。

〈クラブ費の使い方〉

第一項:個人目的での使用は認めない(個人目的かどうかは定期報告を経て会計役員の判断に委ねられ

る。もし個人目的と判断された場合は、自己負担とする)。

第二項:領収書には「品代」ではなく、「品名」を詳細に記載する。

第三項:領収書はしっかり保管する。領収書のない場合サークル費から支給されないものとする。

第四項:学友会からのクラブ援助費以外の金銭管理は、別の通帳を作って管理する。

第五項:高額なものをクラブ費で購入した場合はクラブ担当に申し出て、指定の備品シールを貼る。

第六項:歓送迎会やうちあげ等クラブメンバー同士の飲食代はクラブ費で使用してはならない(他大と

の合同うちあげ等は「クラブの活動」としては認めない)。

〈施設の使用について〉

第一項:運動部と音楽系サークル、及び学友会室1・3・4を使用するサークルについては、それぞれクラブ委員会にて調整し、半期毎に決定する。

ただし、音楽系サークルにおいて、4号館4階音楽室以外を使用するサークルについては

直接学生サービスセンターに「施設使用願」を提出する。

第二項:テニスコート、フットサル場、談話室を使用するサークルについては、

クラブ会の際に話し合いで決め、クラブ役員に報告する。

〈掲示板の使い方〉

- 第一項:(クラブ用の掲示板を除いた場所における)学友会指定の押印がされていない掲示物は原則として認められない。掲示して欲しいものについては QOL 委員に依頼する。
- 第二項:ただし、クラブの掲示板(1号館地下、5号館1階)については押印せずに掲示出来る。
- 第三項:学生ホールの掲示板は、クラブの掲示を原則として認めない。

〈招聘願(講師の先生を呼ぶとき)〉

- 第一項:年度始めに、各自「招聘願」を学生サービスセンターに提出する。
- 第二項:継続する場合も年度始め毎に各自提出する。

〈合宿等の許可願〉

- 第一項:合宿時の事故等に備えて、合宿を行う場合は学生サービスセンターに届け出るものとする。

〈他大との合同サークルについて〉

- 第一項:学友会指定のクラブとして認めない。

〈クラブ名と部長の変更について〉

- 第一項:クラブ名の変更や部長の交代を行う場合、必ず学生サービスセンター及び学友会クラブ委員に申請をする。

〈連絡先の変更について〉

- 第一項:電話番号・メールアドレス等連絡先を変更した場合は、直ちに学生サービスセンター及び学友会クラブ委員に申し出る。

〈クラブ・同好会に認定について〉

- 第一項:同好会からクラブとして認定される為には、学友会規約第7章第36条及び第38章を満たした上で定例或いは臨時のクラブ委員会に申請することにより認定される。
- 第二項:学友会規約第7章第38条(構成人数について)に基づいた理由等により、クラブが同好会となる場合については、クラブ委員会にて協議し、決定する。

\*その他、当大学及び学友会の規則に準拠する。

このクラブ内規は、2005.7.1より施行される。  
2005.6.23 改訂。

